

業務委託契約書（案）

益城町（以下「委託者」という。）と受託者 ○○（以下「受託者」という。）は、益城町役場庁舎警備業務について、下記のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者は、受託者に対して益城町役場庁舎警備業務（以下「業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託するものとする。

2 受託者は、本契約書及び別紙仕様書に基づき、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

（履行期間）

第2条 履行期間は、令和5年5月8日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、総額金 ， ， 円（うち消費税 ， 円）とする。

2 受託者は、毎月5日までに先月分の委託料を委託者に請求し、委託者は毎月末日までにこれを支払う。（協議事項）

（履行場所）

第4条 履行場所は、熊本県上益城郡益城町大字宮園702ほか 益城町役場庁舎とする。

（業務内容）

第5条 業務内容は、別紙仕様書のとおりとする。

（業務責任者及び業務従事者）

第6条 受託者は、業務の履行にあたっては、業務責任者及び業務従事者を定め、あらかじめ、書面をもって委託者に通知するものとする。

2 業務責任者は、業務履行の責任者であり、業務従事者に対する指示、指導及び監督を行うとともに、委託者に対する業務処理上の必要な連絡を行うものとする。

3 業務従事者は、業務責任者の指示、指導に基づき、かつ、その監督の下に別紙仕様書に定める業務を処理する者であり、当該業務の処理上必要な報告その他については、すべて業務責任者を通じて行うものとする。ただし、生命、身体上の危険及び環境、施設等の安全、衛生又は損害の発生にかかわる場合その他委託者が別紙仕様書に定める報告は、この限りでない。

4 委託者は、受託者が選任した業務責任者及び業務従事者について、不相当と認めるときは、受託者に対して人替えを求めることができるものとする。

（損害賠償等）

第7条 受託者は、その責に帰する事由により委託者の財産を滅失又は毀損した場合において、委託者が要求するときは、自己の負担において原状に回復し、又はその損害に相当する金額を損害賠償として、下記の賠償額を限度として、委託者に支払わなければならない。

- (1) 身体上の損害について被害者1人につき金壹億円。但し、1事故につき金壹拾億円とする。
- (2) 財産上の損害については、1事故につき金壹拾億円とする。
- 2 前項に定める場合のほか、受託者は、この契約に定める義務を履行しないため委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 3 受託者は、委託業務の履行に当たり、第三者に損害を与えたときは、委託者の責に帰する事由による場合を除くほか、自己の負担において当該損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第8条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰する事由により、委託期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反し、その違反により契約目的を達成することができないと認められたとき。
- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、受託者は、委託者に委託年度の契約金額の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間までに支払わなければならない。

(予算の減額等に伴う契約の変更及び解除)

第8条の2 本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、委託者の歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、委託者は、この契約を変更または解除することができる。

(再委託等の禁止)

第9条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(業務の調査等)

第10条 委託者は、必要に応じ、受託者に対して業務の実地状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(秘密保持)

第11条 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議して誠意をもって解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者それぞれ記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

委託者 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
益城町長 西村博則

受託者 △△
○○

代表取締役 ×× ××